

基礎研 レポート

ふるさと納税のピットフォール 発生原因と望まれる改良

金融研究部 主任研究員 高岡 和佳子
(03)3512-1851 takaoka@nli-research.co.jp

1——ふるさと納税のピットフォールとは

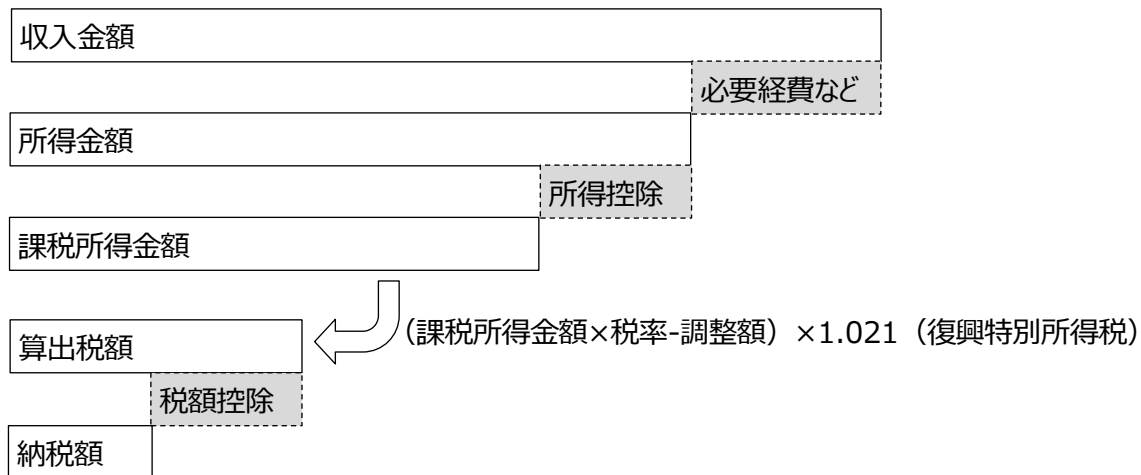
ふるさと納税とはどのような制度か。「自治体に寄付した場合、寄付金額が上限の範囲内であれば、2,000円を超える部分について税金が減額される制度」とか、「自己負担額2,000円で好きな自治体を応援できる制度」と認識している人が多いと考えられる。総務省のHPに記載されている説明を簡単に言うと「自治体に寄付した場合、寄付金額の一部が所得税および住民税から控除される制度であり、自己負担額2,000円を除いた金額が、原則として全額控除される制度」となる。文体や語調は違って、自身の認識と大きくは変わらないと思うかもしれないが、自己負担額2,000円が原則であることを意識している人は多くないだろう。「原則として」とあるならば、例外の存在を前提としていると理解するのが自然だ。

利子等に係る住民税などの一部の例外を除き、住民税額の100円未満の端数は切り捨てられるので、その程度の誤差は生じる。その程度の例外なら許容できるが、課税標準額が特定の領域にある人は、上限内の寄付であっても、寄付額から2,000円を除いた金額（以下、控除対象金額）の全額が控除されず、人によっては控除対象金額の90%程度しか控除されない。当レポートでは、寄付金額が上限の範囲内であっても、控除対象金額が全額控除されない課税標準額の領域を「ピットフォール」と呼ぶ。その発生原因を明らかにし、制度に求められる改良方法について検討する。

2——ふるさと納税のピットフォールはなぜ発生するのか？

この章では、ふるさと納税におけるピットフォールがなぜ発生するのか、その原因を段階的に明らかにする。ふるさと納税は原則として所得税と住民税から減税を受け、それらの合計が控除対象金額と一致する制度であるが、控除対象金額と減税額の合計を一致させる手順が、制度上完全には機能していないためピットフォールが発生する。納税額を軽減する仕組みとして所得控除と税額控除があるのだが、完全に機能しない手順が存在する理由は、所得税の減税に所得控除が用いられていることに

【図表 1】納税額の算出手順



ある。もし税額控除が用いられていれば、控除対象金額と減税額の合計を一致させることは容易であり、そもそも複雑な手順自体が必要ない。

そこで、はじめに所得控除と税額控除について簡単に解説する。次に、所得税と住民税からの減税合計を控除対象金額と一致させるための現行の手順において、課税所得金額が重要な役割を果たすことを説明する。最後に、課税所得金額が所得税と住民税で異なり、これによりピットフォールが発生することを明らかにする。

1 | 納税額を軽減する仕組み、所得控除と税額控除

所得控除も税額控除も納税額を軽減する仕組みだが、その効果が異なる。そこで、納税額を算出する手順の確認から始める。所得税額と住民税額の算出手順は同じで、図表 1 にその手順の概要を示す。出発点は年間の収入金額である。収入の種別によって取り扱いが異なり、また複数の種別の収入がある場合は特有の取り扱いもあるが、ここでは給与収入のみの場合を例に説明する。

まず、収入を得る為の必要経費などがある場合は収入金額からこれを引き、その結果得られた金額を所得金額という。なお、給与収入の場合は給与所得控除額が必要経費などに該当する。次に、所得金額から所得控除した後の金額を課税所得金額といい、実質自己負担 2,000 円を実現するための手順において重要な役割を果たす。所得控除は、さまざまな目的で設けられており、基礎控除や扶養控除、医療費控除、社会保険料控除など多岐にわたる（図表 2）。更に、課税所得金額に応じた税率等を用いて計算することで算出税額が決まる。

住民税率は課税所得金額に寄らず一律 10%だが、所得税率は課税所得金額によって異なる（図表 3）。最後に算出税額から税額控除した後の金額が納税額（住民税の場合は均等割が加算される）である。税額控除の代表例は住宅借入金等特別控除である。

【図表 2】所得控除の目的と種類

制度の目的	所得控除の種類
担税力への影響を考慮	雑損控除、医療費控除
社会政策上の要請	社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除
個人的事情を考慮	障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
最低生活費を保障	基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除

人 的 控 除

（資料）税務大学校「所得税法（基礎編）令和 7 年度版」等を基に作成

算出税額が税額控除を上回る限り、税額控除による納税額の軽減額は税額控除額と等しい。一方、所得控除は算出税額のベースとなる課税所得金額を減少させることを通じて納税額を軽減するが、軽減額は所得控除額に税率を乗じた額を超えることはない¹。このため、控除額が同じならば、所得控除より

【図表 3】課税所得金額と所得税率および調整額の関係

課税所得金額		所得税率	調整額
195万円未満		5%	0円
195万円以上	330万円未満	10%	97,500円
330万円以上	695万円未満	20%	427,500円
695万円以上	900万円未満	23%	636,000円
900万円以上	1,800万円未満	33%	1,536,000円
1,800万円以上	4,000万円未満	40%	2,796,000円
4,000万円以上		45%	4,796,000円

税額控除の方が納税額の軽減効果は高くなる。上述の通り、所得税率は課税所得金額によって異なるため、所得控除額が同じであれば、所得税率が高い人ほど納税額の軽減効果が大きくなる。

2 | 実質自己負担 2,000 円を実現する方法、キーフアクターは課税所得金額

総務大臣の指定を受けた自治体に寄付した場合に控除対象金額分の減税を受けられるふると納税は、原則として所得控除と税額控除を併用している。所得税では、控除対象金額が所得控除として取り扱われるが、控除対象金額に税率を乗じた額以下の減税効果しかない。このため、控除対象金額から所得税減税額を引いた残額を、住民税において寄付金税額控除として取り扱う。これにより、所得税と住民税の減税分を合わせて控除対象金額分の減税が受けられる仕組みである。所得税と住民税の減税分の合計を控除対象金額と一致させるためには、住民税の寄付金税額控除を決定する段階で所得税減税額を把握する必要がある。しかし、所得税減税額を直接把握するのではなく、代わりに課税所得金額を基準に所得税減税額を推計している。所得税減税額は、課税所得金額に応じて決まる所得税率に左右されるためである（図表 3）。具体的には、まず課税所得金額に応じた税率を求め、次にその税率に控除対象金額をかけることで、所得税減税額を推計している。

3 | 人的控除差から生ずる課税所得金額を調整する方法

令和 6 年度分の基礎控除（所得控除）は所得税では 48 万円が適用される一方、住民税では、所得税より 5 万円少ない 43 万円にとどまる。同じ種類でも所得税よりも住民税における適用額の方が少ない所得控除は他にもある。個人的事情を考慮する目的や最低生活費を保障する目的で設けられている所得控除（以下、人的控除、図表 2 の赤枠）は総じて所得税よりも住民税における適用額の方が少ない。一部の例外を除き住民税の所得金額は所得税と同様に算出することになっているのだが、所得税よりも住民税の方が人的控除の適用額が少なければ、所得税より住民税の課税所得金額は高くなる。当然、住民税の課税所得金額を基準に所得税減税額を推計すると不具合が生じる。

地方税法において、人的控除の種類別に調整額（以下、人的控除差調整額、図表 4）が定めており、ふると納税における住民税の寄付金税額控除を決める際には、適用される人的控除差調整額を合計し、これを住民税の課税所得金額から控除することで所得税上の課税所得金額を概算している。

¹ 所得税の場合は復興特別所得税が加算されるので、厳密には、所得控除額に所得税率を乗じた額の 1.021 倍を超えることはないと言すべきではあるが、説明が複雑になるので復興特別所得税については言及していない。以降の説明についても同様である。

今年3月に「所得税法等の一部を改正する法律案」（以下、所得税改正法案）が成立した。これにより令和7年度分以降の所得税において、基礎控除が48万円から58万円に引き上げられる一方²、住民税の基礎控除は43万円³が維持される。所得税と住民税との間の差は拡大するが、同日成立した「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（以下、地方税改正法案）には、差の拡大に対応した人的控除差調整額の変更が含まれていない。所得税改正法案と地方税改正法案で新設された特定親族特別控除も、所得税と住民税で控除額が異なるが同様である。人的控除差と人的控除差調整額が乖離すれば、所得税上の課税所得金額の概算は適切性を欠き、所得税減税額を正確に推計できない。人的控除差調整後の課税所得金額（＝住民税上の課税所得から人的控除差調整額を控除した額、すなわち所得税上の課税所得金額の概算値）が、所得税率の区分の境目をわずかに上回り、かつその上回り幅が「人的控除差と人的控除差調整額の乖離」に収まる人は、所得税減税額を実際より高く推計され、その分だけ住民税における寄付金税額控除が低くなる。結果として、寄付金額が上限の範囲内であっても控除対象金額の100%が控除されることはない。例えば、人的控除差調整後の課税所得金額が330万円の場合、所得税減税額の推計手順上「330万円以上695万円未満」の区分に該当するため、20%の所得税率が適用されたとみなされる。しかし、人的控除差が人的控除差調整額より大きいので、実際の所得税上の課税所得金額は330万円を下回り10%の税率が適用される。推計額と実額に差が生じ、その差分だけ自己負担額が増える。

地方税改正法案において人的控除差調整額の変更が含まれていないこと自体は問題ではない。そもそも人的控除差調整額は、国から地方への税源移譲に伴って生じた人的控除差に起因する負担増を調整する目的で定められたもので、ふるさと納税の「実質自己負担2,000円を実現する」ために設けられたものではないからだ。ふるさと納税の「実質自己負担2,000円を実現する」ための手順は、税源移譲に基づく負担増を調整するために定められた人的控除差調整額を準用しているにすぎない。税源移譲が行われた2007年の翌年である2008年に、ふるさと納税制度が始まったため、当時は人的控除

【図表4】人的控除差調整額（令和3年度以降）

人的控除の種類			納税者の合計所得金額	人的控除差調整額
障害者控除	一般の障害		---	1万円
	特別障害		---	10万円
	同居特別障害		---	22万円
寡婦控除			---	1万円
ひとり親控除	母		---	5万円
	父		---	1万円
勤労学生控除			---	1万円
基礎控除			2,500万円以下	5万円
配偶者控除	一般		900万円以下	5万円
			900万円超950万円以下	4万円
			950万円超1,000万円以下	2万円
	老人 (70歳以上)		900万円以下	10万円
			900万円超950万円以下	6万円
			950万円超1,000万円以下	3万円
配偶者特別控除	合計配偶者所得金額	48万超 50万円未満	900万円以下	5万円
			900万円超950万円以下	4万円
			950万円超1,000万円以下	2万円
		50万超 55万円未満	900万円以下	3万円
			900万円超950万円以下	2万円
			950万円超1,000万円以下	1万円
扶養控除	一般		---	5万円
	特定		---	18万円
	老人		---	10万円
	同居老親等		---	13万円

² 合計所得が132万円以下の納税者の基礎控除は95万円に引き上げられる一方、合計所得2,350万円を超える納税者の基礎控除は引き上げられない。また、合計所得が133万円を超え655万円以下の納税者は、令和7年及び令和8年に限り合計所得に応じて基礎控除が88万円～63万円に引き上げられる。
³ 合計所得2,400万円を超える納税者はこの限りではない。

差と人的控除差調整額との間に乖離はなかったと考えられる。しかし、税制の変更に伴い人的控除差と人的控除差調整額との乖離は発生すると、ピットフォールが発生・拡大する。なお、人的控除差と人的控除差調整額との乖離の発生・拡大は今回が初めてではない。2020年に創設されたひとり親控除は父母いずれに関係なく所得税が35万円、住民税が30万円で、人的控除差は5万円であるが、母の人的控除差調整額が5万円に対して、父の場合は、税源移譲当時の寡婦（夫）控除が引き継がれ、人的控除差調整額は1万円のままである。

4 | ピットフォールの発生源は人的控除差と人的控除差調整額との乖離だけでない

ピットフォールの発生源が、税制の変更に伴って生じた人的控除差と人的控除差調整額の乖離だけであれば、国から地方への税源移譲による負担増を調整するための人的控除差調整額とは別に、ふるさと納税の「実質自己負担2,000円を実現する」ための人的控除差調整額を設定するだけで済む。しかし、所得税と住民税で取り扱いが異なる控除は人的控除だけではない。

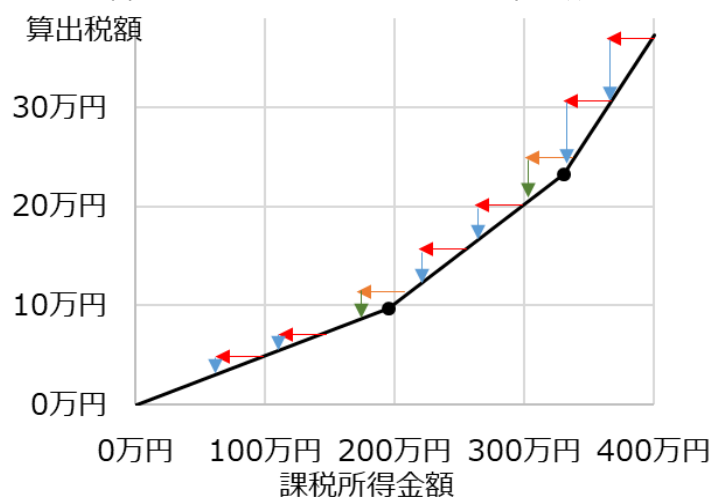
生命保険料控除と地震保険料控除（以下、各種保険料控除）も所得税と住民税で控除額が異なり、ピットフォールの発生源となり、人的控除よりも調整が困難である。人的控除の場合、納税者によってどの所得控除がどの区分で適用されるかといった違いはあるが、同じ所得控除、同じ区分なら人的控除差は一律である。これに対して、各種保険料控除は、納税者がその年に支払った保険料によって控除額が決まるので、控除差は一律ではない。控除差の計算自体は可能であるが、控除対象金額と所得税・住民税の減税額の合計を一致させる手順は、さらに煩雑になる。

そして、ふるさと納税の寄付金控除も所得税と住民税で取り扱いが異なり、生命保険料控除と地震保険料控除以上に調整が困難である。所得税では所得控除なので課税所得金額を引き下げるが、住民税では税額控除なので課税所得金額を引き下げない。では、人的控除差調整額と同様に、住民税の課税所得金額から控除対象金額を控除することで所得税上の課税所得金額を概算すればよいと考えるかもしれないが、簡単な話ではない。寄付金額には上限があるため、その金額がふるさと納税の上限額を超えていないかを確認し、超えている場合には、寄付金額ではなく上限額と2,000円との差額を控除する必要がある。この上限額は、納税者の住民税額や所得税率に基づいて決定されるため、「鶏が先か卵が先か」といった循環的な問題が発生する。

所得税減税額を控除対象金額に課税所得金額の税率を乗じ所得税減税額を推計する方法自体が、不適切となるケースも存在する。図表3で示すように、所得税は課税所得金額の上昇に応じて税率が高

くなる累進課税制度を採用している。図表5の黒線は、課税所得金額と算出税額の関係を示し、二つの黒丸は所得税率の区分の境目を示している。6本の赤い矢印は所得控除、対応する6本の青い矢印は所得控除による所得税の軽減効果を示している。赤い矢印はすべて同じ長さでも、課税所得金額が高いケースほど青い矢印が長くなるのは、適用される所得税率が高くなるためである。控除対象金額に、課税所得金額に対応する税率を乗

【図表5】課税所得金額と所得控除による税軽減効果の関係



じて所得税減税額推計するのは、この税率差による影響を考慮するためのものである。同じ所得税率区分なら青い矢印は同じ長さなので、控除対象金額に、課税所得金額に対応する税率を乗じる方法で問題ない。しかし、橙の矢印のように、所得税率の区分の境目を超えるケースでは、所得税減税額（緑の矢印）は両区分の中間的な水準にとどまる。現行は、より高い所得税率が区分を基準に所得税減税額を推計するので、その分（右側の青矢印と緑の矢印の差）だけ自己負担額が増える。

3——ピットフォールを埋めるための改良方法を考える

この章では、ピットフォールを埋めるための改良方法を2段階に分けて考える。先に示した通り、ふるさと納税の減税のうち所得税の減税分は所得控除が用いられているため、控除対象金額と所得税・住民税の減税額の合計を一致させるためには複雑な手順が必要である。所得税の減税分も税額控除に切り替えることができれば、複雑な仕組みの改良を検討する必要がある。そこで、はじめに所得税の減税分も税額控除に切り替えることの是非を他の寄付金控除を例に考える。次に、所得税の減税分は引き続き所得控除を適用することを前提に、所得税減税額等の推計手順どのように変えるとピットフォールが埋められるのかを考える。

1 | 所得税で税額控除が適用される寄付金とその概要

所得税の納税額を計算する際に寄付金控除は所得控除として取り扱われるが、一部の寄付金は所得控除の適用を受けるか、税額控除の適用を受けるか、いずれか有利な方法を選択できる。一部の寄付金とは、政党または政党資金団体に対して政治活動に関する寄付を行った場合⁴や、認定NPO法人等に対して一定の寄付を行った場合、公益社団法人等に寄付を行った場合である。税額控除額は、控除対象金額⁵の一定割合であり、その割合は、政党または政党資金団体に対して政治活動に関する寄付の場合30%、それ以外は40%である。納税者が有利な方法を選択できるので、所得税率（復興特別所得

⁴ 1995年から2029年に行われた寄付に限られる。

⁵ 他の寄付額との合計が上限を超えている場合はこの限りではない。また、他の寄付がある場合は、2,000円ではなく、他の寄付状況に応じて2,000円以下の金額を基準に税額控除額を決定する。

税加算後）がその割合を超える納税者とそれ以外の納税者では、所得税減税額が異なる。

ふるさと納税には控除対象金額と所得税・住民税の減税額の合計を一致させることが求められるため、同様の租税措置を設けても所得税減税額を推計する複雑な手順が必要になる。もちろん、その割合を最高税率より高く設定したり、選択できなくしたりすれば複雑な手順は不要になるが、それも簡単ではない。最高税率より高く設定すると日本全体のふるさと納税の減税額（税収減額）は大幅に増える。選択できなくすると寄付額上限が増加する納税者がいる一方、大幅に減少する納税者も発生する。最高税率より高く設定したり、選択できなくしたりするには、極めて慎重な議論が必要になる。

2 | 引き続き所得税では所得控除を適用する場合

2章で確認したようにピットフォールの発生源は所得税と住民税との間の所得控除額の相違だが、所得控除の種類によって対処すべき方法が異なる。人的控除や各種保険料控除⁶は、差額を適切に調整する方法を整備すれば、現行の手順の大枠を維持してもピットフォールを埋めることは可能である。一方、寄付金控除の場合は、控除対象金額に課税所得金額に対応する税率を乗じて所得税減税額を推計する手順自体を見直さなければ、ピットフォールを埋めることはできない。ここでは、推計手順の見直しを中心に検討する。

改良後の手順に求められる要件は、（a）ふるさと納税にかかる寄付金控除を適用する前後で対応する所得税率が異なっても適切に所得税減税額を把握できること、そして（b）適切な所得税減税額に対応したふるさと納税の上限額を把握できることである。（a）については、ふるさと納税にかかる寄付金控除を適用する前後の所得税上の課税所得金額を基準に、それぞれの算出税額を求めて差額を所得税減税額と捉えればよいので、手間はかかるが難しくはない。問題は（b）である。

ふるさと納税とは、総務大臣が指定する自治体に寄付した場合にのみ適用される住民税（特例分）の税額控除を受けられる制度である。その特例分の税額控除が住民税額の2割までと定められており、控除対象金額から所得税減税額と住民税（基本分）の税額控除（控除対象金額の10%）を引いた差額と住民税額の2割と一致する金額がふるさと納税の上限額となる。上限額は簡単な計算式では表現できないが、ふるさと納税にかかる寄付金控除を適用する前の所得税上の課税所得金額と住民税上の課税所得金額（もしくは、住民税額）に対して上限額は一意に決まり、数値的手法を用いれば容易に求めることができる。さすがに、各自治体が、納税者毎に上限額を求めるのは非効率なので、ふるさと納税にかかる寄付金控除を適用する前の所得税上の課税所得金額と住民税上の課税所得金額の組み合わせに対応する上限額を算出した結果を事前に準備し、共有すれば、ピットフォールを埋めることは不可能ではない。

4——終わりに

当レポートでは、寄付金額が上限の範囲内であっても、控除対象金額が全額控除されないピットフ

⁶ 人的控除や各種保険料控除でなくとも、ふるさと納税以外でも寄付をし、所得控除の適用を受けている場合はその金額も適切に調整する方法を整備する必要がある。

オールの存在とその発生原因が所得税と住民税との間の所得控除額の相違であることを明らかにした。その上で、ピットフォールを埋める方法を検討した。もっとも単純な方法は所得税の減税分も税額控除に切り替えることだが、変更によって税収や各納税者の上限額に及ぼす影響が大きいため、極めて慎重な議論が必要となる。このため、所得税の減税分は引き続き所得控除を適用することを前提に、手順をどのように変えるとピットフォールが埋められるのかを考えた。具体的には、以下に示す3つの変更・対応することで、ピットフォールは埋められる。

- (1) ふるさと納税にかかる寄付金控除以外の所得控除（人的控除や各種保険料控除など）に起因する差額を適切に調整する方法を整備する
- (2) ふるさと納税による所得税減税額は控除対象金額に課税所得金額に対応する税率を乗じた推計値ではなく、実際の所得税の減税額を用いる
- (3) ふるさと納税にかかる寄付金控除を適用する前の所得税上の課税所得金額と住民税上の課税所得金額別に、ふるさと納税の上限額を事前に算出した結果を共有する

ピットフォールを解消する方策は存在するものの、制度改革を伴うため、実現には困難が伴う。また、寄付金額が上限の範囲内であっても控除対象金額が全額控除されない納税者は一部に過ぎない。とはいえ、自己負担額 2,000 円だと思っていたのに実際は数万円に及ぶ納税者がいることを考えると⁷、制度の改良が望まれる。

⁷ 実は、ピットフォールにはまったく自己負担額を 2,000 円にする裏技もあるが、全ての納税者がその裏技を使えるわけではない。